

こども園、保育所・幼稚園の支給認定・入所申請の受付が始まります

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

令和4年度のこども園・保育所・幼稚園の支給認定及び入所申請の受付を、11月24日より開始します。

対象者

0歳～5歳（就学前）の乳幼児で、保護者の就労・就学、病気療養、求職活動等の理由により、認定こども園や保育所での**保育が必要な方**。

※上記に該当しない3歳～5歳（令和4年4月1日時点で3歳～5歳）の幼児で、認定こども園・幼稚園の利用を希望される方

申請の流れ

1号認定

申込書の裏面に希望する園の内定をもらったのち、子育て支援課に提出してください。

2・3号認定

申込書と併せて家庭で保育できないことを証明する書類を子育て支援課に提出してください。



※詳しくは手引きをご確認ください
◀九重町ホームページ
(記入例等もご覧いただけます)

申込書配布

配布期間 11月17日（水）～12月24日（金）

配布場所 みつばこども園、飯田こども園、子育て支援課（役場1階）

受付期間

受付期間 11月24日（水）～12月24日（金）

提出場所 みつばこども園、飯田こども園、子育て支援課（役場1階）



- 継続入所の方も全員、申込みが必要です。
- 各園の入所可能な園児数を超えた申込みがあった場合、入所選考を行った上で、第1希望以外の園への入所、もしくは入所を待機いただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- 受付期間中に提出された申込書は、第1次選考として優先的に審査します。
- 町外のこども園や保育園、幼稚園を利用する方も、九重町に申請書を提出してください。

町内施設

施設名	住所	電話番号
ここのえみつばこども園	九重町大字引治 508 番地の 1	☎73-2555
ここのえ飯田こども園	九重町大字田野 1624 番地の 9	☎73-3590



子育てのための施設等利用給付（幼稚園の一時預かり・認可外保育施設等のサービスを利用し無償化を受けるために必要となる認定）を継続する場合も申請が必要です。詳しくは、子育て支援課（☎76-3828）までご連絡ください。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2020年4月1日から体罰が許されないものであることが決定されました。

～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

「児童虐待かも…」と思ったら、
すぐにお電話ください。

通話料無料

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く
189



- お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいっぱい汚れている ●落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない ●夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

国民年金広場

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です！

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和3年中に納められた保険料の全額です。（令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	対象者	発送時期
①	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に納付された方	令和3年10月下旬から11月上旬
②	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に納付された方 (①の対象者は除きます。)	令和4年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談は、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）までお願いします。